ご加入に際してのご案内

●加入資格

全国建設業協同組合連合会および加入会員（会員が連合会である場合はその組合を含む）の組合員または賛助会員企業の役員・従業員の方

・全国建設業協同組合連合会および加入会員（会員が連合会である場合はその組合を含む）の役員・事務局の職員

ご加入対象		年　齢	死亡・高度障がい保険金額
ご本人	新規加入 増　額	14歳6ヵ月超65歳6ヵ月以下	A型（1,000万円）～Ⅰ型（110万円）
		65歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下	H型（220万円）～Ⅰ型（110万円）
	更　新	14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下	A型（1,000万円）～Ⅰ型（110万円）
	更新のみ	70歳6ヵ月超75歳6ヵ月以下	H型（220万円）～Ⅰ型（110万円）
		75歳6ヵ月超80歳6ヵ月以下	Ⅰ型（110万円）のみ

・更新日時点で80歳6ヵ月以下の方は、次回更新日の前日までご継続いただけます。
・更新時に年齢が80歳6ヵ月超となる場合には、更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。
・65歳6ヵ月超の方の新規加入は、H型（死亡・高度障がい保険金220万円）、Ⅰ型（死亡・高度障がい保険金110万円）に限ります。
・70歳6ヵ月超75歳6ヵ月以下の方の更新は、H型（死亡・高度障がい保険金220万円）、Ⅰ型（死亡・高度障がい保険金110万円）に限ります。
・75歳6ヵ月超の方の更新は、Ⅰ型（死亡・高度障がい保険金110万円）に限ります。

※「加入申込書」および「告知書」にもとづき、委託保険会社が承諾しない場合はご加入になれません。
※過去１年以内に傷病等により医師の治療・投薬をうけたことのある方は、その程度によりご加入できない場合があります。

当会を脱会されたり会員事業所（勤務先）を退職された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入を継続できませんので、脱退いただくこととなります。

●保険期間

・**平成29年7月1日～平成30年6月末日までの1年間です。**
・年度途中でご加入の場合の保険期間は、加入日（効力発生日）から年度末（平成30年6月末日）までとなります。
・その後は特にお申し出のない限り、毎年自動的に更新して継続します。

※毎年の更新時に被保険者数が所定の数に満たない場合、または加入率等所定の要件を充足していない場合、当制度の更新ができないことがあります。

●お申込みと効力の発生日

・**所定のお申し込み用紙により毎月20日までにお申込みください。**
・**毎月20日まで**にお申込みの場合……翌々月1日
・**毎月21日以降末日まで**にお申込みの場合……翌々々月1日
（例：11月26日のお申込みは、2月1日が効力発生日となります。）

※第１回目掛金が、預金口座の残高不足などご加入者の責に帰すべき事由によって口座振替ができなかったときは、効力は発生いたしません。

●被保険者の同意確認（加入・増額・減額時）

加入・増額・減額時には、被保険者が保険金等の受取人を含めて制度内容について了知し、加入・増額・減額に同意することが必要ですので、お申込みの際は、被保険者の記名・捺印のある各種申込書をご提出いただきます。

●個人情報のお取扱いについて

全国建設業協同組合連合会（以下「団体」という。）は、この制度の運営において取得する個人情報（被保険者の氏名・性別・生年月日・健康状態等、事業主の氏名・住所・口座情報等および保険金受取人の氏名・続柄）をこの制度の事務手続き、各種サービスのご案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社（日本システム収納株式会社）へ提供します。
委託保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、③委託保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、④その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。また、委託保険会社は、上記①の目的の範囲内で、団体、再保険会社および他の保険会社等に提供します。
事務委託会社は、受領した個人情報を、⑤口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務、⑥上記⑤に関する運営管理、商品・サービスの充実、⑦事務委託会社業務に関する各種商品・サービスの案内・提供、⑧その他上記⑤～⑦に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。
なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、団体、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

ー保険金受取人の個人情報のお取扱いについてー

ご指定いただいた保険金受取人（以下、受取人）の個人情報については、上記の被保険者等の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ー委託保険会社における機微（センシティブ）情報のお取扱いについてー

個人情報のうち保健医療等の機微（センシティブ）情報の利用目的については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定しています。

●掛金のお払込み

・掛金のお払込みは、取扱金融機関の口座より**毎月22日**（休日の場合は翌営業日）に自動振替します。
・自動振替ができなかった場合は次月の振替日に2ヵ月分の自動振替を行うことになりますが、この自動振替ができなかった場合は、さかのぼって脱退としてお取扱いします。
・掛金の振替業務につきましては、日本システム収納（株）に委託しております。

●税法上のお取扱い

掛金は損金または必要経費に算入できます。（法人税基本通達9-3-5・9-3-6の2、所得税法第37条、第76条）

・法　人　の　場　合：法人が役員・従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入できます。
・個人事業所の場合：個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入できます。
なお、個人事業主がご自身のために負担された掛金（生計を一にする親族分を含む）は、災害保障特約部分の保険料および制度運営費を除いた額が生命保険料控除の対象となります。

※記載の税務取扱は、平成29年3月現在の税制に基づくものです。
今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

●中途加入・脱退の手続き

・追加加入や脱退は、そのつどお取扱いします。
・脱退は毎月末日までにお申し出のあった分については、翌々月1日付にて脱退となります。
（脱退お申し出の翌月は保障し、掛金の払戻しはいたしません。）

●保険金等のご請求

保険金等のご請求に際しては、備えつけの必要書類によって請求手続きを行ってください。保険金等の請求時には、次の方が請求内容について了知（支払請求書への署名・捺印）していることが必要です。

死亡保険金・災害保険金／労働基準法施行規則第42条および第43条に定める遺族補償を受けるべき者
高度障がい保険金・入院給付金・障がい給付金／被保険者

●保険金または給付金をお支払いできない場合

次の場合には免責または解除となり保険金または給付金をお支払いできない場合がありますので、お申込みに際しては特にご注意ください。

死亡保険金または高度障がい保険金のお支払いができない場合
・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき ・被保険者の故意により高度障がい状態になったとき ・契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させ、または高度障がい状態にさせたとき ・戦争その他の変乱により被保険者が死亡し、または高度障がい状態となったとき ・加入申込の際、故意または重大な過失により、告知事項について事実を記載しなかったり不実の記載をしたとき
災害保険金、障がい給付金、入院給付金のお支払いができない場合
・契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ・受取人の故意または重大な過失によるとき ・被保険者の犯罪行為によるとき ・被保険者の精神障がいを原因とする事故によるとき ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ・被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転中または酒気帯び運転（これに相当する運転を含む）中に生じた事故によるとき ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

〈注〉増額された場合の増額部分については、上記の「加入」とあるところを「増額」と読替えてください。

●詐欺取消、不法取得目的による無効または重大事由による解除

次の場合には保険契約自体が取消、無効または解除となり保険金等をお支払いできません。

・保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に詐欺行為があった場合
・保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合
・保険金等を詐取する目的で事故招致をした場合や、契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等

＜身体部位の名称＞

1.手指の障がいについては、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障がいにつきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

2.「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

3.「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節＜第1指（母指）においては指節間関節＞の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

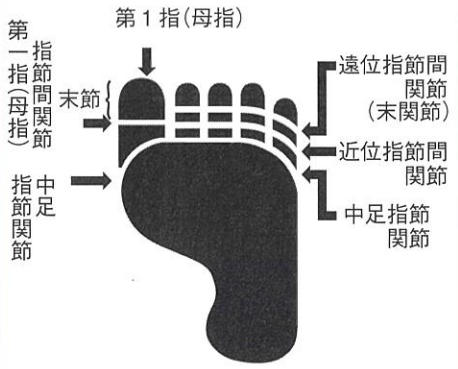

1.「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

2.「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節＜第1指（母指）にあっては指節間関節＞が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

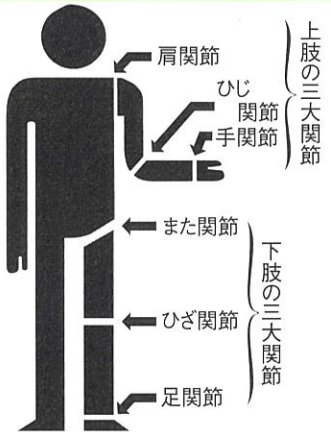

1.「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

2.「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

3.「関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で、回復の見込がない場合をいいます。

<別表>　障がい給付金給付割合表

等　級	身　体　障　が　い	災害保険金に対する給付割合
第１級 （高度障がい）	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系･精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	１０割
第２級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障がいを生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	７割
第３級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	５割
第４級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20. 中枢神経系･精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	３割
第５級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの	１.５割
第６級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	１割

・この制度のすべての給付金は、他の傷害保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われますが本表以外の障がい状態等については給付はありません。
・障がい給付金は同一事故について災害保険金を限度とし、かつ同一保険期間について災害保険金を限度とします。また、災害保険金のお支払いの際は、同一事故に関してすでにお支払いした障がい給付金があるときは差引きます。